

- ・納付書の記載方法等に関する検討状況
- ・（別紙）一括伝送事前取決め事項

地方税共同機構

納付書の記載方法等に関する検討状況について

- 第1回QRコード活用検討会において、納税者への分かりやすさ等の観点から、QRコード下部に、「地方税統一QRコードを示す文言の記載」や「記載文言の統一」を検討すべきとのご意見をいただいた。
- 納付書に記載することとしている「案件特定キー」等の記載文言や、納税者視点でその納付書が共通納税に対応していることをより容易に識別できる方法として、何らかのマークを付すことも有効と考え併せて検討を行った。
- 案件特定キー等の納付書への記載場所については、地方団体へのアンケートの結果、多くの団体で「MPN標準帳票」又は「MPN標準帳票に準拠した帳票(以下「MPN準拠帳票」という。)」が納付書として使用されていることが判明したため、これを踏まえ検討を行った。
 - ▶ 基幹税務システムの標準化に関する議論においても、MPN標準帳票に対応した納付書レイアウトの検討が行われている。
 - ▶ MPN標準帳票、MPN準拠帳票には、既にMPN用の収納機関番号等の記載欄があるためこれを活用することが便宜と考えられる。
- これらの具体的な検討結果についてご提示をさせていただく。

【案件特定キー等の記載場所】

帳票の種類	記載場所
MPN標準帳票	<ul style="list-style-type: none"> 「MPN標準帳票」のレイアウトにおける「<u>収納機関番号</u>」、「<u>納付番号</u>」、「<u>確認番号</u>」及び「<u>納付区分</u>」の欄に、<u>案件特定キー等を記載する。</u> 地方団体が任意に採番する案件特定キー及び確認番号については、MPN用の納付番号及び確認番号と共通のものとして当該地方団体において採番する。
MPN準拠帳票	<ul style="list-style-type: none"> 「MPN準拠帳票」のレイアウトにおける「<u>収納機関番号</u>」、「<u>納付番号</u>」、「<u>確認番号</u>」及び「<u>納付区分</u>」の欄に、<u>案件特定キー等を記載する。</u>
その他の帳票	<ul style="list-style-type: none"> 納入済通知書片の任意の場所に記載する。

【MPN標準帳票・MPN準拠帳票への記載イメージ】

この領域に記載する方法を標準の記載方法とする。

- 「収納機関番号」の欄 ⇒ 地方公共団体コード※
- 「納付番号」の欄 ⇒ 案件特定キー
- 「確認番号」の欄 ⇒ 確認番号
- 「納付区分」の欄 ⇒ 税目・料金番号

※地方公共団体コードとMPNの収納機関番号が異なっている場合には、MPNの収納機関番号を記載する（MPNの収納機関番号を共通納税用に利用する）。

※「MPN標準帳票」のイメージを使用している。

※「MPN準拠帳票」の場合は、ペイジーマーク及び払込ID番号・番号枠の表示不可

The image shows a sample of a tax receipt form (MPN Standard Receipt) with several fields highlighted in blue boxes to indicate where case-specific keys should be recorded:

- 77 四角県 払込取扱票** (Form header)
- 加入者名**: 〇〇県出納長
- 口座番号**: 01234-5-678901
- 合計金額**: 45000 円
- 収納機関番号**: 48000 (highlighted)
- 納付番号**: 12345678901234567890 (highlighted)
- 確認番号**: 654327 (highlighted)
- 納付区分**: 678 (highlighted)
- 34** (Tax code)
- 3201234567890100000045000248000000000000** (Barcode)
- 34000000001234567890076543270000000000000000** (Barcode)
- 納付書** (Payment slip) section with fields for:
 - 加入者名: 四角県出納長
 - 口座番号: 01234-5-678901
 - 納付番号: 12345678901234567890
 - 確認番号: 654327
 - 納付区分: 678
 - 税額: 45000 円
 - 延滞金: 円
 - 合計金額: 45000 円
 - 納期限: 令和3年5月31日
 - 納税者氏名: ペイジー 太郎 様
- 領収証書** (Receipt) section with fields for:
 - 納付者氏名: ペイジー 太郎 様
 - 住所: 12345678901234567890
 - 登録番号: 〇〇300あ0008
 - 登録年月日: 令和3年4月1日
 - 納期限: 令和3年5月31日
 - 合計金額: 45000
 - 上記金額を領収しました。発行年月日: 令和3年5月2日
 - 自動納税事務所属: ペイジー 太郎 様

- 地方税統一QRコードの格納項目のうち「団体番号」は、地方団体を一意に特定する項目として「地方公共団体コード」をその内容としていたところ。
- 前頁のとおり、MPN標準帳票を使用する場合には、MPNの収納機関番号を共通納税のために使用することができることとする。
- これを踏まえ、「団体番号」の内容について、「地方公共団体コード」から「共通納税機関コード」に再定義させていただく。

【各コード等の概要】

コード等	説明
地方公共団体コード	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の地方団体を一意に特定するものとして割り振られる。 ・一の地方団体につき1つのコードが割り振られる。 ・「情報部5桁」と「チェックデジット1桁」の計6桁で構成される。 ・管理者は、総務省である。
MPN収納機関番号	<ul style="list-style-type: none"> ・MPNに参加する収納機関を一意に特定するものとして割り振られる。 ・原則として、地方公共団体コードの情報部(5桁)を使用するが、一の地方団体につき複数のコードの取得が可能のため異なる番号が割り振られている場合がある。 ・管理者は、MPNである。
共通納税機関コード	<ul style="list-style-type: none"> ・共通納税システムに参加する地方団体の機関を一意に特定するものとして新たに割り振る。 ・原則として、地方公共団体コードの情報部(5桁)を使用するが、MPN収納機関番号を取得している場合はそちらを優先する。 ・管理者は、地方税共同機構となる。

【運用イメージ】

団体名称	部局	地方公共団体コード	MPN収納機関番号	共通納税機関コード	特記事項
A県	税部局	13800	-	13800	<ul style="list-style-type: none"> ・A県税部局は、MPN収納機関番号を取得していない。 ・共通納税機関コードは、地方公共団体コードを利用するため、「13800」となる。
	X部局	13800	-	-	
B県	税部局	13900	13901	13901	<ul style="list-style-type: none"> ・B県税部局は、MPN収納機関番号を取得している。 ・共通納税機関コードは、MPN収納機関番号を優先するため、「13901」となる。
	Y部局	13900	13902	-	

地方税統一QRコード格納項目

地方税統一QRコードには、納付時に活用するもの(納付画面における案件確認等)、納付情報をeLTAXを経由して地方団体に送付するために必要なもの、地方団体における消込みに必要なものを盛り込んだ上で、将来的な拡張性も考慮し、次の項目を格納する。

項番	項目	文字種	桁数	内容
01	仕様バージョン(JPQR関係)	半角数字	2	“01”を設定
02	静的・動的フラグ(JPQR関係)	半角数字	2	“12”(動的/請求書払い)を設定
03	宛先情報(JPQR関係)	半角数字	5	地方税共同機構識別符号“13800”
04-1	チェックディジット	半角数字	2	
04-2	地方税共同機構の口座番号	半角数字	11	便宜的にALL0を設定
			11	今回納付額合計
			5	手数料の負担者を識別する項目。“2”(加入者負担)を設定
			5	地方税共同機構をMPNの収納機関とする番号“13800”
			1	領収書への印紙の要否を識別する項目。“0”(不要)を設定
			3	税目を識別するための税目・料金番号
			5	便宜的にALL0を設定
			2	
04-10	案件特定キー	半角数字	20	地方団体が付番する案件特定キー番号
04-11	確認番号	半角数字	6	地方団体が付番する確認番号
04-12	eLTAX利用領域	半角数字	1	“0”を設定
04-13	団体番号	半角数字	5	地方公共団体コード
04-14	税務事務所コード	半角数字	3	税務事務所コード
04-15	拡張領域	半角数字	7	便宜的にALL0を設定
05	課税年度	半角数字	4	当該納付案件の課税年度(西暦4桁)
06	対象年度	半角数字	4	当該納付案件の対象年度(西暦4桁)
07	期別	半角数字	2	01=1期、02=2期、...
08	納期限	半角数字	8	当該納付案件の納期限 YYYYMMDD
09	支払期限	半角数字	8	QRコードを活用した支払期限 YYYYMMDD
10	拡張領域	半角数字	85	便宜的にALL0を設定
11	チェックディジット(JPQR関係)	半角数字	5	

・内容を「地方公共団体コード」から「共通納税機関コード」に再定義させていただきます。

※ 04-1から04-15までは、MPN一括伝送方式で使用される83桁のルールに準拠している。

項目	文言(読み)	記載方法等	
	イメージ		
「地方税統一QRコード」を示す文言	<ul style="list-style-type: none"> eL-QR (えるきゅーあーる) 		<ul style="list-style-type: none"> 納付書にQRコードを記載する際に、その下部、上部や左右余白等に記載する。 納付書の余白が限られるため、記載は任意とする。 刷色及び文字フォントは任意とする。 ※文言記載の際に、各帳票において定められる余白を確保し、「eL-QR」表示とQRコードが重ならないように留意のこと。 ※QRコード自体は、済通片(又は済通片に相当する箇所)へ記載する(全ての納付書において済通片への記載で統一する)。
	<ul style="list-style-type: none"> eL番号 (えるばんごう) 		
「共通納税対応納付書」を示すマーク	<ul style="list-style-type: none"> eLマーク (えるまーく) 		<ul style="list-style-type: none"> 共通納税対応の納付書を示すものとして、済通片のタイトル部分に記載する。 原則として記載を必須とするが、既に納品済の帳票等で記載困難な場合は任意とする。 刷色は任意とする。 印刷時のサイズは任意とし、納税者が識別可能な範囲で調整する。 ※記載の際に、各帳票において定められる余白を確保するように留意のこと。 ※このマークを識別子の1つとしてヘルプデスクで納税者への案内や問い合わせ対応等を行うことを想定している。

年 月 日

マルチペイメントご担当者様

地方税共同機構

下記の取扱条件にて募集を行います。申込の検討に際して、当該取扱条件の内容を十分ご確認ください。

なお、収納委託手数料につきましては、令和5年4月の運用開始後、関係者の意見を聞きつつ、見直すことを考えています。

部署・担当	
電話番号	
E-mail	

「Pay-easy (ペイジー)」収納サービス取扱に係る追加・変更申込書

日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約（地方公共団体編）第3条第2項第3号に定める方式により、同運営機構の収納機関規約、地方税共同機構の収納事務に関する委託規則等に従い、下記のとおり収納委託契約の追加・変更を申込致します。

◇追加・変更の対象に○印を付けて下さい

※収納機関番号追加		サービス開始日変更	
※収納方式追加	○	企業情報変更	
※チャネル追加	○	その他	

※承諾・回答書（追加・変更分）での回答が必要です。

1. 会社情報 ※追加・変更箇所のみ記載

会社名および代表者	地方税共同機構 理事長 加藤 隆
収納機関番号	13800
業種	—
住所	東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館6階
年間料金請求件数	—
ペイジーの取扱を行う具体的な内容・件数	地方税に関する特定徴収金の収納

2. 取扱条件 ※追加・変更箇所のみ記載

サービス開始予定日	令和5年4月3日（月）		
手数料負担区分	収納機関負担		
収納委託手数料	33円/件（税別）	消費税相当額の加算	各手数料額に消費税等相当額を加算した額とする
手数料支払方法（含印紙税）	個別精算方式		
請求書取扱有無 ・ 収納方式	有無	収納方式	○印
	有	オンライン方式	
		情報リンク方式	
		一括伝送方式	○
	無	ダイレクト方式	
		オンライン方式	
情報リンク方式			
		ダイレクト方式	

3. 確認項目 ※追加・変更箇所のみ記載

取扱希望チャネル (○印)														
インターネット				モバイル						ATM		窓口		ダイレ クト 方 式
個人向け		法人向け		オンライン			情報リンク			キャッシュ カード*	現 金	オンライン	一 括 送	
オンライン	情報 リンク	オンライン	情報 リンク	i モド*	Yahoo! ケータイ	EZweb	i モド*	Yahoo! ケータイ	EZweb					
														○
個別取り決め事項				(別紙)										
共同利用センター利用有無				無										
				有 (共同利用センター名 :)										

4. 幹事金融機関情報 ※追加・変更箇所のみ記載

金融機関名 (金融機関番号)	
取扱店(取り纏め店)(店番号)	
口 座 種 類	

以 上

以下、記載振りについては幹事金融機関・MPN と調整あり

別紙

事前取決事項（各事項詳細については「サービス仕様書（収納サービス編）」補足説明資料等を参照）

会 社 名	地方税共同機構
-------	---------

項番	事前取決事項	概要	取決事項（収納企業使用欄）	対応回答（収納金融機関使用欄）	備考
①	一括伝送データ（消込データ）の運用ルール	一括伝送データ（消込データ）を送信する際の送信期限等の運用ルールを取り決める。	・納税者が金融機関窓口で支払いを行った日の2営業日後までに送信する。ただし、可能な限り、納税者が金融機関窓口で支払いを行った日の翌営業日中に送信する。		一括伝送方式を行う場合に記入
②	一括伝送データ（消込データ）の運用ルールを守れない場合	送信期限遅延など取り決めた一括伝送データの運用ルールを守れない場合の連絡方法・対応方法を取り決める。	<p>【送信期限超過時の連絡に係る取扱い】</p> <p>（基本対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入済通知書の移送が遅延したこと等の事情により、送信期限を超過する案件が発生した場合において、金融機関から地方団体に対してその旨を連絡することは、以下の場合を除き不要とする。 （大規模な遅延のケース） ・災害等により大規模な遅延が発生する場合においては、当該金融機関から地方税共同機構へ連絡する。地方税共同機構は、ホームページ等に情報を掲載することにより地方団体へ周知する。 （個別事案が特定できるケース） ・当該金融機関から対象の地方団体へ連絡する。この際に、金融機関は原符片等に記載されている情報に基づき対象の地方団体へ連絡し、協議する。対処方法については、QRコード破損等による読取エラー時の処理方法を参考に協議する。 （金融機関-地方税共同機構間でのシステム障害のケース） <p>当該金融機関と地方税共同機構の間において連絡を行い、事象の解消を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税共同機構は、ホームページに障害情報を掲載すること等により地方団体へ周知する。 		一括伝送方式を行う場合に記入

③	一括伝送方式でエラーが発生した場合の運用方法	一括伝送データを送信後に収納機関消込処理でエラーが発生した場合の連絡方法・対処方法を取り決める。	<p>【地方税共同機構における消込処理にエラーが発生した場合に係る取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税共同機構において、受信した一括伝送データの不備等に起因し、地方団体へ配信する収納情報の作成においてエラーが発生した場合には、地方税共同機構から当該金融機関へ連絡し、データ不備の確認等を行い事象の解消を図る。 <p>【地方団体における消込処理にエラーが発生した場合に係る取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方団体において納付案件を特定できず消込処理が行えない事象が発生した場合には、地方団体は地方税共同機構へ連絡する。地方税共同機構は、対象の案件を特定した上で原因の切り分け等を行い、必要に応じて地方団体又は金融機関に連絡し、事象の解消を図る。 		一括伝送方式を行う場合に記入
④	取消処理を行う場合の運用方法	窓口で取消を行う場合やシステム的に取消できない場合の運用方法を取り決める。	/		窓口オンライン方式を行う場合に記入
⑤	収納済請求書をオンライン消込できない場合の運用方法	派出収納等のケースで収納金を受領済みの請求書がオンライン消込できない場合の運用方法を取り決める。	/		

⑥	払込取扱票の保管	金融機関窓口で受付した取引について金融機関での払込取扱票の保管期間・保管方法を取り決める。	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、一括伝送データ送信後5営業日間、納入済通知書又はそのイメージデータを保管する。 金融機関窓口へ備え付けられた端末を使用し、納税者自らがQRコードの読取り・納付操作を行う場合等、納入済通知書が金融機関の手元に残らない場合においては、納入済通知書本体又はイメージデータの保管を不要とする。 金融機関は、納入済通知書記載事項（領収日付を含む）の情報を7年間保管する。この場合に、納入済通知書記載事項の保管媒体、フォーマット及び形式は問わない。 金融機関は、納入済通知書記載事項として、納税義務者名等の全ての情報を保管することが望ましいが、一括伝送データ（に含まれる内容に係る情報）を保管することでも差し支えない。 		一括伝送方式を行う場合に記入
⑦	他店券金額の通知要否	窓口において他店券による支払を受けた場合、他店券金額を収納機関に通知するか否かについて取り決める。	他店券の取扱いは行わない（地方税共通納税システムでは証券の取扱いは行わない）		一括伝送方式・窓口オンライン方式を行う場合に記入
⑧	不渡り発生時の運用方法	窓口において他店券による支払を受け、当該他店券が不渡りとなった場合の連絡方法・対処方法を取り決める。	他店券の取扱いは行わない（地方税共通納税システムでは証券の取扱いは行わない）		一括伝送方式・窓口オンライン方式を行う場合に記入
⑨	再委託金融機関での収納に対する店舗番号の設定内容	再委託金融機関での収納を取りまとめ金融機関で取り扱う際、実在しない店舗番号を消込データに設定する場合、その設定内容について金融機関より通知を行う。	/		一括伝送方式を行う場合に記入
⑩	収納金の入金日	収納機関口座への収納機関の入金日について取り決める。	金融機関はMPN取扱日の3営業日後までに地方税共同機構口座へ入金する。		
⑪	消込電文・一括伝送データへの入金日の設定	消込電文・一括伝送データに入金日の設定を行うか否かを取り決める。	消込電文・一括伝送データに入金日は設定しない。		
⑫	詳細表示・詳細印字の実施有無	金融機関チャネル上で表示・印字する詳細表示・詳細印字について実施有無を取り決める。	/		

⑬	通帳印字内容	収納機関からの応答電文上の bit21 または bit22 の内容を連絡する。			
---	--------	---	--	--	--

記載振りは変更の可能性あり

年 月 日

地方税共同機構 御中

印紙
(注1)銀行
部 印

部署・担当	
電話番号	
E-mail	

承諾・回答書（追加・変更分）

令和〇年〇月〇日付「Pay-easy（ペイジー）」収納サービス取扱に係る追加・変更申込書」につき以下のとおり、承諾または回答致します。

1. 収納機関名 地方税共同機構（収納機関番号13800）
2. 取扱可否について（該当する項目に○印を記入）

	当行は、日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約に定める収納サービスD方式により、同機構所定の収納機関規約、収納事務に関する委託規則等に従い、貴社が提示する令和 年 月 日付「Pay-easy（ペイジー）」収納サービス取扱に係る追加・変更申込書」記載の取扱条件に対し、3.に記載の取扱内容に基づき取扱を行うことについて応諾致しますので、収納事務に関する委託規則第2条第2項に基づきご通知申し上げます。
	当行は、貴社が提示する取扱条件での取扱については応諾致しません。 (応諾しない理由等)

3. 応諾する場合の取扱内容（追加・変更分）

- (1) 収納機関番号

申込済の収納機関番号	
追加収納機関番号	

- (2) 収納方式

請求書取扱有無	有無	方式	対応
	有	オンライン方式	
		情報リンク方式	
		一括伝送方式	○
無	オンライン方式		
	情報リンク方式		

- (3) 取扱チャネル（該当する項目に○印を記入）

インターネット				モバイル						ATM		テレバ ンキング	窓口		
個人向け		法人向け		オンライン			情報リンク			キャッシュ カード	現金	オンライン	オンライン	一括 伝 送	
オンライン	情報 リンク	オンライン	情報 リンク	iモード	Yahoo! ケータイ	Ezweb	iモード	Yahoo! ケータイ	Ezweb						
															○

(注1) 印紙税法に定める第7号文書に該当する場合、印紙添付要